

ファッション労連 個人情報保護方針(案)

2005年4月1日より個人情報保護に関する法律の全面的施行に伴い、組合員の権利利益保護のため、ファッション労連は独自の「個人情報保護方針」を第6回執行委員会(2005年6月3日開催予定)で決定します。原案は2~3ページに記載しています。

各労働組合としても個人情報を厳正に取扱うために会社と覚書を協定する必要があります。ファッション労連の覚書標準(案)を4ページに記載しておりますので、会社と協議して締結してください。

1. 個人情報保護法の内容

正式名称は、「個人情報の保護に関する法律」といいます。

個人情報を悪用する犯罪への対抗措置としての法律です。2005年4月から5000名以上の個人データを持った事業者すべてに適用されます。

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している」ので、「個人情報の適正な取扱いに関し」て「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」
定義はこれだけです。つまり、個人を特定する一切の情報であれば何でも「個人情報」になりうるのです

2. 個人情報保護についてのルール

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 利用目的の特定・制限 | (2) 適正な取得・取得に際しての利用目的の通知 |
| (3) データ内容の正確性の確保 | (4) 安全管理措置 |
| (5) 従業者・委託先の監督 | (6) 第三者提供の制限(共同利用・委託・合併を除く) |
| (7) 保有個人データに関する事項の公表・開示・訂正・利用停止・理由の説明 | |

簡単にいうと、きちんと目的をはっきりさせて、正当な方法で収集し、正確に保管し、安全管理し、本人から内容の確認や訂正や削除を求められたら応じなさいということが、事業者に求められています。これまで、個人情報については、その情報は誰のものなのか、ということが問題になってきました。この法律では、情報を与えたり変更したりする権利がその個人情報の指し示している本人にあり、それを預かっている業者は個人の申し出に従う義務がある、ということを決めているのです。

法律に書かれていることは当たり前の常識レベルでも、法律が制定されたということに意味があります。つまり、この法律が制定され、施行されるということは、罰則ができたということの意味します。罰則は以下のとおりです。

- (1) 違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (2) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金

つまり、対策を講じていなかったり、対策をしてないのにしたと嘘をついたりすると、犯罪になる、ということです。もちろん被害はこれだけではありません。法律で対策を義務づけているのにやっていないければ、これはれっきとした法律違反。「あの会社はコンプライアンス(法令順守)がなっていない」ということで風評被害は大きなダメージを企業に与えることになる。

